

自走式フォレンジハーベスタ 一式

仕様書

令和2年8月

国立大学法人帯広畜産大学

導入目的

自走式フォレージハーベスタは令和2年度農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究「現場ニーズ対応型プロジェクト大規模飼料生産体系における収穫作業の手不足に対応する技術開発」において運搬用トラックサポートシステム開発のために使用する。酪農業の自給飼料生産現場における高齢化や労働者不足などの問題が深刻化しており、ロボット車両の導入による飼料調製作業の自動化やオペレーター支援システムの開発による経験値の低い人材の自給飼料調製作業への従事促進が求められている。

このプロジェクトでは自給飼料調製作業において自動化の検討が遅れている牧草収穫作業の人手不足解消として、初心者のトラックオペレータでも収穫時においてどのメーカーのフォレージハーベスタとも伴走が可能なサポートシステム等の開発・商品化を目指す。収穫作業において常にフォレージハーベスタとの距離を一定に保つよう運搬トラックオペレータ支援システムを開発するため、自走式フォレージハーベスタを導入する。

借入件名及び数量

自走式フォレージハーベスタ 一式

納入期限

令和3年1月22日

賃貸借期間

納入日から84ヶ月

納入場所

国立大学法人帯広畜産大学畜産フィールド科学センター

技術的要件の概要

本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は以下に示すとおりである。

- (1) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (2) 必須の要求要件は本学が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (3) 入札機器の性能等が、技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学における自走式フォレージハーベスタ一式の調達に係る技術審査職員（以下「本学技術審査職員」という。）が、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

その他

- (1) 入札機器に関しては、入札時点で原則として製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明出来る資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関しては、提案機器等が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいは、どのように実現するかを要求要件ごとに具体的にわかりやすく、資料等を添付して説明すること。

したがって、審査するに当たって提案の根拠が不明確、又は、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

(3) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

(4) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

技術的要求要件

1. 本体に関する要件

エンジン最大出力は 450 Kw ~ 500 Kw の範囲であり、駆動システムの効率が優れていること。

総排気量は 13,000 cc ~ 17,000 cc の範囲であること。

全長(フロントアタッチメント非装着時)は 6,500 mm ~ 8,500 mm の範囲であること。

排出シュートの高さは 4,500 mm 以上であり、旋回角度は 200° 以上であること。

4 輪駆動走行であること。

フィーダー部は機械的駆動であること。

金属及び石の混入を探知する機能を有すること。

細断部にはナイフが 20 枚以上装着され、自動ナイフ研磨機能を有し、4mm 以上での細断が可能であること。

視認性が高いキャビンガラスを有すること。

シュート自動調整機能を有すること。

欧州ノンロードエンジン第 5 次排出ガス規制 (EU StageV) に適合していること。また、「適合する根拠」を提出すること。

2. 装備品に関する要件

トウモロコシの収穫が可能なディスク型(またはロータリー型)のアタッチメントを備えていること。作業幅は 4.5m 程度で 6 畝の収穫作業が可能であること。

耐摩耗性に優れたコーン破砕装置を備えていること。

牧草の収穫が可能な作業幅 2.5 m ~ 3.0 m のピックアップアタッチメントを備えていること。

容量 350 ~ 400L 程度の水 / 添加剤用タンクを備えていること。

3. 付属品に関する要件

後方監視カメラを備えていること。

その他

1. 搬入・調整等に要する一切の諸経費は供給者において負担するものとする。
2. 納入時及び納入後の適切な時期に機器の取扱説明を十分に行うほか、使用者が取扱要領を修得するまで責任をもって支援するものとし、これに要する経費は供給者の負担とする。
3. 問題が生じた場合又は支援の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
4. リース期間終了後は、上記リース物件を本学へ無償譲渡するものとする。

入札説明書
[自走式フォレージハーベスター式]

(令和2年8月)
国立大学法人帯広畜産大学

国立大学法人帯広畜産大学の特定調達契約に係る入札公告（平成27年7月10日付け）に基づく入札等については，政府調達に関する協定（平成7年条約第23号），国立大学法人帯広畜産大学会計規則（平成16年4月8日規則第2号），国立大学法人帯広畜産大学政府調達に関する事務取扱規程（平成16年4月8日規程第91号），国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（平成16年4月8日規程第90号），「物品に係る政府調達手続について（運用方針）（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定）」及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

(1) 契約担当役

国立大学法人帯広畜産大学事務局長 藤波 豊彦

(2) 所属部局名 国立大学法人帯広畜産大学

調達機関番号 415

(3) 所在地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

所在地番号 01

2 調達内容

(1) 品目分類番号 12

(2) 借入件名及び数量

自走式フォレンジハーベスタ 一式

(3) 調達件名の特質等

借入物品の性能等に関し，契約担当役が入札説明書で指定する性能等を有すること。
。（詳細は，別冊仕様書による。）

(4) 納入期限

令和3年1月22日

(5) 借入期間

納入日から84ヶ月間

(6) 納入場所

国立大学法人帯広畜産大学畜産フィールド科学センター

(7) 入札方法

落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，賃貸借料金の前払いの有無等の契約条件を別冊契約書（案）及び国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また，購入物品の本体価格のほか，輸送費，保険料，関税等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金

額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、競争加入者等は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(8) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

未成年者(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造その他を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 本学が認定した競争参加資格及び「文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において令和2年度に北海道地域の「役務の提供等(offer of services)」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和2年3月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人帯広畜産大学経理課経理総括係

TEL 0155-49-5233(直通)

(3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(4) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入

できることを証明した者であること。

- (5) 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 入札公告の物品等を第三者をして貸付しようとする者にあっては、当該物品を入札者自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を証明した者であること。
- (7) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関係していない者であること。
- (9) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (10) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学経理課契約係 原崎 眞弥
TEL 0155-49-5249（直通）

- (2) 入札書の受領期限 令和2年10月1日 17時00分
（郵送する場合には、受領期限までに必着のこと）
- (3) 入札書の提出方法

競争加入者等は、別添の様式書、図面、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該様式書等に疑義がある場合は、前記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式2の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年10月14日開札〔自走式フォレンジハーベスタ 一式貸借契約〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 貸借物品名

(イ) 入札金額（月額）

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和2年10月14日開札〔自走式フォレンジハーベスタ 一式賃貸借契約〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したものの
賃貸借物品名及び入札金額の記載のないもの

競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない、又は判然としないもの

代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないもの（記載のない、又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

賃貸借物品名に重大な誤りのあるもの

入札金額の記載が不明確なもの

入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

国立大学法人帯広畜産大学政府調達に関する事務取扱規程第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札時まで別紙様式 1の代理委任状を提出しなければならない。

競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和 2 年 1 0 月 1 4 日 1 4 時 0 0 分

国立大学法人帯広畜産大学本部棟 2 階中会議室

(8) 開札

開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記 の立会職員以外の者は入場することはできない。

競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記 4 の（ 6 ）の に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。

競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者

開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の納入できることを証明する書類を、前記 3 の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記 4 の（ 2 ）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙 1 により作成する。

資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

一旦受領した書類は返却しない。

一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

前記 4 の (3) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記 3 の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が契約事務取扱規程第 16 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から 7 日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。

落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定し

た日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

前記の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

賃貸借料金は毎月払いとし、契約の相手方から提出された適正な請求書を受理後40日以内に支払うものとする。

(8) 調達件名の検査等

落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- | | |
|--|----|
| (1) 令和2年度の参加資格結果通知書の写し（全省庁統一資格） | 1部 |
| (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許可書の写し | 1部 |
| (3) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した書類 | 1部 |
| (4) 入札物品を納入できることを証明する書類（代理店証明書等） | 1部 |
| (5) 物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類 | 1部 |
| (6) 入札公告に示した物品等を第三者をして貸付しようとする者にあっては、当該物品を入札者自らが貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を証明する書類 | 1部 |

2 納入できることを証明する書類

- | | |
|--|----|
| (1) 入札物品の技術仕様書 | 4部 |
| 別紙仕様書に示す調達物品の仕様の項目に応じて、入札物品の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。 | |
| (2) 入札物品一覧 | 4部 |
| (3) 入札物品のカタログ | 4部 |
| (4) 入札物品の定価証明書 | 1部 |
| (5) 参考見積書 | 1部 |

<提案する入札物品が外国製の場合は、(6)～(11)の書類も提出すること。
また、上記(4)の定価証明書に定価設定日を記載すること。>

- | | |
|--------------------------------|----|
| (6) 外国の製造・販売会社が証明した日本国内の代理店証明書 | 1部 |
| (7) インボイス又は不提出理由書 | 1部 |
| (8) 財務諸表(直近) | 1部 |
| (9) 輸入関税率証明書 | 1部 |
| (10) 決済通貨証明書 | 1部 |
| (11) 国内在庫販売証明書 | 1部 |

発注の都度輸入するのではなく、販売計画により輸入し、在庫をもって国内販売価格を定め、販売活動を行っている場合は、その旨を記載した文書(日本国内の輸入代理店が作成)を提出すること。

<参考> 応札業者が作成・証明する書類

(1), (2), (3), (5)

入札物品の日本国内の輸入代理店が作成・証明する書類

(4), (6), (7), (8), (9), (10), (11)

[別紙様式 1] 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

印

私は、_____を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和2年10月14日帯広畜産大学において行われる自走式フォレージハーベスター式の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

印

私は、下記の者を代理人と定め、令和2年10月14日帯広畜産大学において行われる自走式フォレンジハーベスター式の一般競争入札に関して、下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式 1] 【支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

（氏名）

印

私は、_____を_____（競争加入者）の
復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 2 年 1 0 月 1 4 日帯広畜産大学において行われる自走式フォレージハーベスター式の
一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



[別紙様式 2] 【競争加入者本人が入札する場合】

入 札 書

賃貸借物品名 自走式フォレンジハーベスター式

入 札 金 額 月額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸借するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令 和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

④

[別紙様式2] 【代理人が入札する場合】

入 札 書

賃貸借物品名 自走式フォレンジハーベスター式

入 札 金 額 月 額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸借するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令 和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

代 理 人 (氏名)

⑩

[別紙様式 2] 【復代理人が入札する場合】

入 札 書

賃貸借物品名 自走式フォレンジハーベスター式

入 札 金 額 月額 金 円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸借するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令 和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

競争加入者 (住所)

(氏名)

復代理人 (氏名)

㊞

賃貸借契約書（案）

賃貸借物件の表示

件名 自走式フォレンジハーベスタ 一式 賃貸借契約

賃貸借料金 月額 金 _____ 円に消費税相当額 金 _____ 円を加えた
金 _____ 円

上記の消費税等相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、リース料金に108分の8を乗じて得た額である。

なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と供給者 _____
_____（以下「乙」という。）との間において、上記賃貸借物件（以下「物件」という。）について、上記の賃貸借料金で、次の条項により賃貸借契約を締結するものとする。

第1条 乙は、乙所有の物件を甲の使用に供し、甲がこれに対し賃貸借料金を乙に支払うことを目的とする。

第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は別紙仕様書のとおりとする。

第3条 物件の設置場所は、別紙仕様書のとおりとする。

2 物件の搬入、据付、調整にかかる費用は、乙の負担とする。

第4条 物件の賃貸借期間は、納入日から84ヶ月間とする。

第5条 物件の月額賃貸借料金は、1か月分を取りまとめて行うものとする。

2 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、下記により算出した額を当該月の賃貸借料金とする。

$$\frac{\text{月額賃貸借料金} \times \text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} = \text{当該月の賃貸借料金（円未満切り捨て）}$$

第6条 代金の請求は、乙が1ヶ月毎に請求書を作成し、国立大学法人帯広畜産大学 経理課へ送付すべきものとする。

第7条 代金の支払は、甲が適正な請求書を受領した日から40日以内に支払うものとする。

第8条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって、物件を使用・管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

第9条 乙は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付するものとする。

第10条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合、その損害を甲に請求することができる。

2 乙は、地震及び偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的原因によって物件に損害を被った場合、甲にその損害を請求できるものとする。

3 前2項の損害賠償額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。この場合において、動産総合保険で填補される額は、損害賠償額から控除するものとする。

4 第1項及び第2項に該当しない、天災その他の不可抗力によって生じた損害及び動産総合保険により填補されない損害が生じた場合、甲・乙間において協議して損害の負担を定めるものとする。

第11条 甲、乙は、相手方が正当な理由なくして本契約条項に違反した場合は、書面をもって通知し、この契約を解除することができるものとする。

2 天災その他不可抗力により物件が使用不能となった場合は、甲・乙間において協議してこの契約を解除することができるものとする。

3 前2項の場合において、甲は、契約解除月から契約期間終了月の賃貸借料に相当する解約金を乙に支払わなければならない。この場合において、1ヶ月未満の端数が生じた場合は、第5条第2項の条項を準用する。

4 第1項の場合において、甲・乙は、相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第12条 この契約が終了したときは、乙所有の物件について甲に無償譲渡するものとする。

第13条 乙は、本契約の履行により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第14条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1

項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第15条 契約保証金は免除する。

第16条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第17条 この契約について疑義又は紛争が生じた場合は、甲・乙間において協議の上これを解決するものとする。

第18条 この契約の定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第19条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 山 岸 仁

乙 (住所) _____
(名称) _____
(役職・氏名) _____